

防 災 会 規 約

(名 称)

第1条 この組織は、 防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、 に置く。

(目 的)

第3条 本会は、「自分達のまちは自分達で守る」という地域住民による自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害による被害を防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 災害の発生に備えての予防及び準備活動

(2) 災害発生時の応急活動

(会 員)

第5条 本会は、 自治会内にある世帯をもって構成する。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 人

(2) 副会長 人

2 会長は自治会長が、副会長は副自治会長が務める。

(防災計画)

第7条 防災計画は別に定める。

(協 議)

第8条 この規約に定めのない事項については、その都度役員会の協議に基づき決定する。

附 則

この規約は、令和 年 月 日から実施する。